

環 第 1 9 0 号

平成 29 年 6 月 30 日

浜田市長 久保田 章市 様

(環境課)

島根県環境生活部長

(環境政策課)



「(仮称)大佐山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する
知事意見について(通知)

平成29年4月6日付けで送付のあったこの配慮書について、環境影響評価法第3条の7第1項及び発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(以下「省令」という。)第14条第1項に基づき、求めのあった環境の保全の見地からの意見について、省令第14条第3項に基づき、別添のとおり意見を述べたので、ご報告します。



(仮称) 大佐山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

(総括的事項)

- 1 本事業の実施にあたっては、環境への負荷を回避・低減するよう事業計画を策定するとともに、必要に応じて専門家等の助言を得ながら、調査地域の適切な設定と科学的根拠に基づく十分かつ適切な調査を行い、予測及び評価の実施並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- 2 本配慮書においては、計画の熟度を理由に工事の実施による環境影響の評価が行われていない。一方で、事業実施想定区域及び周辺には自然環境上重要な地域等が存在しており、工事の実施による重大な環境影響が生じるおそれがある。風力発電設備の配置や工事計画の策定にあたっては、事業実施想定区域及び周辺の環境情報を十分に把握したうえで、専門家等の意見を踏まえ、十分かつ慎重に検討を行い、環境影響を回避又は十分な低減が出来ない場合には、事業実施区域の再検討を行うなど事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

特に、事業実施想定区域周辺には湿原が分布しており、直接改変しない場合でも風力発電設備等の設置工事に起因する地下水脈の変化、流入水量及び水質の変化等による影響が懸念されることから、計画の策定にあたっては当該影響を十分に考慮のうえ対応すること。

また、国立公園内における事業は、極力回避することとし、やむを得ず土地改変が必要となる場合においても、改変面積を最小限にするなど、十分な検討をすること。
- 3 事業実施想定区域の北側には既設の風力発電所が稼働していることから、調査、予測及び評価にあたっては累積的な影響について検討するとともに、既設風力発電事業で得られた情報を活用することで、より一層精度、信頼度の高いものとする。
- 4 事業実施区域の設定にあたっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みの検討経緯を明確にし、比較すること。
- 5 インターネットによる図書の公表にあたっては、広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、法に基づく縦覧期間終了後も継続して縦覧可能とするなど、利便性の向上に努めること。

また、今後の手続にあたっては、地域住民等への積極的な情報提供や説明などを行い、相互理解の促進に努めること。

(個別的事項)

1 騒音及び超低周波音

風力発電設備の配置等の検討にあたっては、事業実施想定区域周辺の住居等への影響について、最新の科学的知見及び同型機の先行事例の知見を反映し、影響を回避・低減すること。

また、調査、予測及び評価にあたっては、既設の風力発電所による累積的な影響を考慮した上で、適切に実施すること。

2 風車の影

風車の影による事業実施想定区域周辺の住居等への環境影響が生じるおそれがあることから、適切な方法により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備の配置等を検討すること。

3 水環境

事業実施想定区域の周辺河川については、上水道、簡易水道、農業用水等の取水が行われており、工事中及び供用後に発生する土砂や濁水による周辺地域の水環境への影響及び変化が予想されることから、必要な調査、予測及び評価を行い、地下水を含む利水及び水環境への影響を回避・低減するよう適切な環境保全措置を検討すること。

4 地形及び地質

- (1) 事業実施想定区域は土壌の掘削や改良時に自然由来の重金属類等が比較的検出されやすい地域となっていることから、地質について調査を行い、工事に伴い発生する土砂等に起因する環境影響が生じないように配慮すること。
- (2) 今後の工事計画の策定にあたっては、当該地域の地形及び地質を十分に把握し、地すべり対策についても検討を行うこと。

5 動植物・生態系

- (1) 事業実施想定区域周辺には、二級河川の周布川などが分布し、絶滅危惧種であるゴギを始め、多数の希少な水生生物等が多く生息・生育していることに加え、第5種共同漁業権を有する周布川漁協がアユ稚魚の放流を実施している。事業実施にあたっては、専門家等の意見を踏まえつつ、適切な調査、予測及び評価を行い、水生生物等への影響を回避・低減するよう保全対策について十分かつ慎重な検討を行うこと。
- (2) 鳥獣等については、専門家等からの助言を得ながら、渡りを含む移動経路や生息状況等に関する詳細な調査及び予測を行い、バードストライク及び生息環境の変化に伴う重大な影響について適切に評価すること。
- (3) 事業実施想定区域に存在するブナ林については、多様な種を維持する生態系の形成において重要な役割を果たしている。風力発電設備の設置において、管理道、作業ヤードなど広範囲の森林伐採が想定されるため、事業計画の策定にあたっては、調査、予測及び評価を適切に行い、影響の低減を図ら

れるよう十分な検討を行うこと。

- (4) 事業実施想定区域及びその周辺の河川、池沼及び湿地等を主な生息環境とする種について、土地改変による影響だけではなく、掘削等による地下水脈の変化、流入水量及び水質の変化等により環境への重大な影響が生じるおそれがあることから、適切な調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう環境保全措置を検討すること。

6 景観

事業実施想定区域周辺には、雲月山をはじめとする主要な眺望点及び景観資源が多数存在している。風力発電設備については主要な眺望点から視認できる可能性が極めて高いことから、景観について適切な調査、予測及び評価を行うとともに、専門家や地域住民の意見も踏まえつつ、風力発電設備の配置や色彩等について検討すること。

また、眺望点の選定にあたっては、必要に応じ地域住民や利用者及び自治体等の意見を聴くなどし、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所や最寄りの住居等についても選定の対象として検討すること。

7 人と自然との触れ合いの活動の場

風力発電設備の配置等の検討にあたっては、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や利用環境に関する適切な調査、予測及び評価を行い、専門家等の助言に加え、地域住民や利用者及び自治体等の意見を聴き、これらの結果を踏まえて、事業実施による影響を回避・低減すること。

また、自然歩道や登山道等も人と自然との触れ合いの活動の場として選定し、検討を行うこと。

8 廃棄物等

工事により発生する土砂及び伐採木材等の発生量について、可能な限り早期段階において、工事内容に基づく算出もしくは類似事例等から予測するとともに、処理計画について事業実施区域及び周辺への影響を回避・低減するよう慎重に検討すること。